

株 主 各 位

第112回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

- 連結計算書類の「連結注記表」…………… 1頁
- 計算書類の「個別注記表」…………… 15頁

富士古河E & C株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ffec.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

株式会社エフトリア
北辰電設株式会社
富士ファーマナイト株式会社
富士古河コスモスエナジー合同会社
株式会社カンキョウ
株式会社町田電機商会
富士古河E&C(タイ)社
富士古河E&C(ベトナム)社
富士古河E&C(マレーシア)社
富士古河E&C(カンボジア)社
富士古河E&C(ミャンマー)社
富士古河E&C(インド)社
富士古河E&C(インドネシア)社

※ 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社三興社、篠原電機工業株式会社及び株式会社富士工事は、2021年4月1日付けで株式会社三興社を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社エフトリアに社名変更しております。

※ 前連結会計年度において連結子会社であった創和工業株式会社は、2022年3月31日付けで株式譲渡を行ったため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

FFJMP SDN. BHD.

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

Vie Mik Co., Ltd.

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

富士古河E&C(タイ)社、富士古河E&C(ベトナム)社、富士古河E&C(マレーシア)社、富士古河E&C(カンボジア)社並びに富士古河E&C(インドネシア)社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの …… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

棚卸資産

未成工事支出金 …… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …… 個別法または移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ …… 時価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 (リース資産を除く)

…………… 定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金 …… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、かし担保の費用見積額を計上しております。

工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
5年間で均等償却しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当連結会計年度の売上高は1,261,478千円、売上原価は1,233,188千円、販売費及び一般管理費は775千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ27,514千円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は252千円増加しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会期方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	電気設備 工事業	空調設備 工事業	計		
売上高					
一時点で移転される財及びサービス	11,135,622	5,045,509	16,181,131	1,450,199	17,631,331
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	46,942,556	17,271,167	64,213,724	205,806	64,419,530
顧客との契約から生じる収益	58,078,178	22,316,677	80,394,856	1,656,005	82,050,861
外部顧客への売上高	58,078,178	22,316,677	80,394,856	1,656,005	82,050,861

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益および費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりであります。

当社グループでは、顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時またはほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。

②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格または履行により影響を受ける。

③複数の契約において約束した財またはサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲または価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」または「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。契約に複数の財またはサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否か判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。対価の金額が変動する可能性がある場合には、変動対価として金額を見積り、取引価格に含めております。見積られた変動対価の額は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

電気設備工事業および空調設備工事業に係る主な履行義務は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財またはサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で完成工事未収入金に振り替えられます。契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

受取手形および完成工事未収入金、契約資産、契約負債の期末残高は以下の通りであります。

受取手形	1,360,060千円
完成工事未収入金	20,118,850千円
契約資産	10,126,742千円
契約負債	2,170,925千円

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,091,772千円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は31,333,751千円であり、このうち約8割は2年以内に収益として認識することを見込んでおります。

[表示方法の変更に関する注記]

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、連結計算書類に収益認識に関する注記を記載しております。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は当連結会計年度より「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「完成工事受入金」は当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高	18,947,579千円
契約資産残高	10,048,227千円

（注）上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてののみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

(2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りの変動に伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

- (注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、当社グループにおいては、国内及び海外の一部の工事について納期延伸、設備投資抑制等の影響が発生しております。そのため、当社グループにおいては、この影響が一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。
- しかしながら、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、先述の仮定に状況変化が生じた場合は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[誤謬の訂正に関する注記]

当連結会計年度において、2012年度以降により退職給付債務の会計上の見積りに誤り(過大計上)があることが判明したことから、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が442,630千円増加、退職給付に係る調整累計額が25,936千円増加しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

- | | |
|--|-------------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 3,432,724千円 |
| 2. 保証債務 | |
| 契約履行に対する保証 | 58,821千円 |
| 3. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は865千円であります。 | |

[連結損益計算書に関する注記]

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額 | 35,670千円 |
| 2. 研究開発費の総額 | 34,612千円 |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式(株)	9,026,561	—	—	9,026,561

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月21日 取締役会	普通株式	809,383	90.00	2021年3月31日	2021年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	1,169,078	利益剰余金	130.00	2022年3月31日	2022年6月9日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行っております。

運転資金は主として短期借入金により調達しております。

受取手形、完成工事未収入金および契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対して通貨スワップ等を、それぞれ各リスクのヘッジを目的として、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません（(注)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	250,282	250,282	—
(2) リース債務	(1,124,319)	(908,409)	(215,910)
(3) デリバティブ取引(*3)	(15,346)	(15,346)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)「現金および預金」、「受取手形および完成工事未収入金」、「支払手形および買掛金」および「短期借入金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等 (非連結子会社および関連会社の株式を含む)	261,351千円

これらについては、市場価格がなく、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	250,282	—	—	250,282
デリバティブ取引	—	(15,346)	—	(15,346)
資産計	250,282	(15,346)	—	234,935

(*)負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	(908,409)	—	(908,409)
負債計	—	(908,409)	—	(908,409)

(*)負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関より提示された時価もしくは為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,663円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 512円39銭 |

[その他の注記]

1. 事業分離

当社は、2022年3月30日付で当社の子会社である創和工業株式会社の株式譲渡に関して株式会社ビケンテクノとの間で、同日付で株式譲渡契約書を締結し、2022年3月31日付で株式譲渡を完了いたしました。なお、本株式譲渡に伴い創和工業株式会社は当社の連結の範囲から除外されました。

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
株式会社ビケンテクノ
- ② 分離した事業の内容
建築工事業、建築物の基礎工事業、建築物の設計及び工事監理、防水工事業、塗装工事業、アンカーボルトの取付・接着業務、接着防水材料の販売、労働者派遣事業及びこれらに附帯する一切の業務
- ③ 株式譲渡の理由
創和工業は1973年の設立以降、建築物の外装工事の補修、防水工事を中心にビルメンテナンス業を手掛けてまいりました。
内線・建築工事業の構造改革において国内子会社の再編による戦略強化及び収益力向上を図り、創和工業の事業計画の再評価及び検討を実施した結果、ビルメンテナンス業を主業とする株式会社ビケンテクノによる経営主導が最善であると判断いたしました。
- ④ 事業分離日
2022年3月31日
- ⑤ 法的形式を含む取引の概要
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡
- ⑥ 譲渡損益の金額
関係会社株式売却益 341,990千円
- ⑦ 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
流動資産 1,044,894千円
固定資産 56,617千円
資産合計 1,101,511千円
流動負債 673,131千円
固定負債 35,075千円
負債合計 708,206千円
- ⑧ 会計処理
当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と、この対価として当社が受け取った現金との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上いたしました。
- ⑨ 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント
電気設備工事業
- ⑩ 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益
売上高 1,447,369千円
営業利益 96,077千円

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び

関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金 …………… 個別法による原価法

(2) 材料貯蔵品 …………… 個別法または移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 ……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金 …… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、かし担保の費用見積額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は1,078,774千円、売上原価は1,050,484千円、販売費及び一般管理費は775千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,514千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は252千円増加しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度より適用し、計算書類に収益認識に関する注記を記載しております。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は当事業年度より、「完成工事未収入金」、「契約資産」に分けて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は当事業年度より、「契約負債」に含めて表示することとしました。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

完成工事高	16,451,661千円
契約資産残高	9,067,918千円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

(2) 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における工事契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があります、その場合には、原価総額の見積りの変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

- (注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、当社においては、国内の一部の工事について納期延伸、設備投資抑制等の影響が発生しております。そのため、当社においては、この影響が一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、先述の仮定に状況変化が生じた場合は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[誤謬の訂正に関する注記]

当事業年度において、2012年度以降より退職給付債務の会計上の見積りに誤り（過大計上）があることが判明したことから、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。
この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が442,630千円増加しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産減価償却累計額	2,413,299千円
2. 保証債務	
金融機関等からの借入等に対する債務保証	
富士古河コスモスエナジー合同会社	1,118,110千円
FUJI FURUKAWA E&C(MYANMAR) CO., LTD.	329,379千円
FUJI FURUKAWA E&C(CAMBODIA) CO. LTD.	143,808千円
FUJI FURUKAWA E&C(VIETNAM) CO., LTD.	73,434千円
FFJMP SDN. BHD.	58,821千円
FUJI FURUKAWA E&C(MALAYSIA) SDN. BHD.	5,587千円
PT. FUJI FURUKAWA E&C INDONESIA	3,470千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	8,563,724千円
短期金銭債務	354,537千円
長期金銭債権	205,202千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	19,718,175千円
仕入高	2,936,476千円
営業取引以外の取引高	512,904千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	33,648株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払従業員賞与	625,210千円
退職給付引当金	287,954千円
子会社株式評価損	508,121千円
工事損失引当金	12,368千円
固定資産評価損	65,691千円
その他	<u>266,574千円</u>
繰延税金資産小計	1,765,920千円
評価性引当額	<u>△655,081千円</u>
繰延税金資産合計	1,110,839千円
繰延税金負債	
前払年金費用	30,573千円
その他有価証券評価差額金	7,883千円
その他	<u>1,358千円</u>
繰延税金負債合計	<u>39,816千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,071,022千円</u>

[関連当事者に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	富士電機㈱	川崎市 川崎区	47,586	電力、官公需、交通、産業分野の社会インフラ向けプラント・システムの製造及び販売	(被所有) 直接46.4 間接0.1	なし	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	16,721,762	完成工事未収入金	3,855,295
										契約資産	1,744,402
										契約負債	70,531
その他の関係会社	古河電気工業㈱	東京都 千代田区	69,395	電線電纜、非鉄金属製品の製造販売及び電気工事	(被所有) 直接20.3	兼任 1名	電気工事等の施工設計並びに現地工事を請負施工しております。	電気工事等の請負	2,689,551	完成工事未収入金	1,556,904
										契約資産	153,566
										契約負債	126

注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
電気工事等の請負については、一般の取引価格を参考に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	富士古河コスモスエナジー合同会社	川崎市 幸区	45	再生可能エネルギーによる発電事業・電気の販売	(所有) 直接66.7	兼任 1名	発電設備メンテナンス工事等の請負施工、債務保証を行っております。	債務保証	1,118,110	—	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
当社は連結子会社のリース契約に対して債務保証を行っております。
なお、保証料は受領しておりません。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	富士電機フィアス㈱	東京都品川区	1,000	金融業	なし	なし	当社の仕入先に対する営業債務に係わる金融業務を行っておりません。	営業債務の譲渡	17,964,612	工 事 未 払 金	7,378,232
								資金の決済、預入等の金融取引	(注)2	預 け 金	12,136,900

- (注) 1. 資金の決済、預入等の金融取引の取引金額については、取引内容が多岐にわたるため、記載を省略しております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
富士電機フィアス㈱に対する譲渡は、帳簿価額によっており当該取引に係る決済期日は原債権債務のそれと同一であります。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,409円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 538円44銭 |

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。